令 和 ８ 年

第 10 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和８年10月１日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和８年第10回教育委員会定例会

１　開催日時　令和８年10月１日（木）　　午後５時00分　開会
　　午後６時33分　閉会

２　開催場所　水戸市役所　３階　教育委員会室

３　出 席 者　教育長　志　田　晴　美
　　委　員　内　田　和　子（教育長職務代理者）
　　委　員　上　畠　佳　子

４　欠 席 者　委　員　丸　山　陽　子
　　委　員　三　浦　綾　佳

５　説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三　宅　　修
総合教育研究所長	田　村　　悟
参事（県費負担教職員担当）	岡　村　直　之
参事（教育研究課題担当）	熊　田　泰　瑞
技監兼学校施設課長	和　田　英　嗣
参事兼歴史文化財課長	小　川　邦　明
学校管理課長	住　谷　　剛
学校保健給食課長	堀野辺　　直
中央図書館長	相　沢　秀　幸
教育研究課長	安　田　理　恵
教育企画課副参事兼課長補佐	藤　井　裕一郎
教育研究課いじめ・不登校対策室長	大　須　康　行
生涯学習課長補佐	神　長　　央

６　傍 聴 人　１名

７　本日の日程

(1)　報　告

①　令和８年第３回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について　【公開】
②　水戸市教職員の働き方改革基本方針に係る実施状況について　【公開】
③　全国学力・学習状況調査結果の報告について　【公開】
④　いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について　【非公開】
⑤　いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について　【非公開】
⑥　いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について　【非公開】

(2)　議　案

議案第38号　水戸市立共同調理場運営委員会の委員の委嘱又は任命について　【非公開】

議案第39号　専決処分に対する意見について　【非公開】

(3)　その他

①　特別展「近世日本の教育遺産群」について　【公開】

８　会議の概要

午後５時00分　開会

〇藤井教育企画課副参事兼課長補佐　初めに、御報告いたします。

本日、湯澤教育企画課長が忌引きのため欠席となりますので、代理として、教育企画課から、私、副参事の藤井が出席しております。よろしくお願いいたします。

また、林参事兼生涯学習課長が体調不良のため欠席となりますので、代理として、生涯学習課から神長課長補佐が出席しておりますので、御了承願います。

〇神長生涯学習課長補佐　生涯学習課の神長でございます。よろしくお願いいたします。

〇藤井教育企画課副参事兼課長補佐　それでは、会議の進行を、志田教育長、お願いいたします。

〇志田教育長　それでは、ただいまから、令和８年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、丸山委員及び三浦委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、初めに、教育長職務代理者の指名について、御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項で、「教育委員会の会務を総理する教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と定められています。

さきの市議会定例会において、教育長職務代理者であった内田委員が、令和８年10月１日付けで水戸市教育委員会委員に再任されましたことから、この法律に基づき、引き続き、内田委員を教育長職務代理者に指名させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、会議録署名人についてでございますが、水戸市教育委員会会議規則第16条第２項の規定に基づき、会議録には、教育長及び会議で決めた委員１名の署名が必要となります。

つきましては、会議録の署名については、引き続き、教育長職務代理者にお願いしたいと思いますので、御了承願います。

なお、教育長職務代理者が会議を欠席された場合は、ほかの委員から決定をさせていただきますので、これについてもよろしくお願いいたします。

また、本日は、１名の方から傍聴の申し出がございますので、御報告いたします。

それでは、入室していただきますようお願いいたします。

〔傍聴人入室〕

〇志田教育長　続きまして、非公開とする案件についてお諮りをいたします。

本日の案件のうち、報告(４)、報告(５)、報告(６)、議案第38号及び議案第39号につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇志田教育長　御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

また、本日は傍聴人の方がいらっしゃいますので、日程を変更し、先に公開案件について報告・審議いたしますので、御了承願います。

なお、報告(４)、報告(５)及び報告(６)につきましては、関係職員のみの出席となるため、日程を変更し、本日の最後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、初めに、報告(１)　令和８年第３回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、説明願います。

三宅教育部長。

○三宅教育部長　資料の１ページをお開き願います。

報告（１）　令和８年第３回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、御説明いたします。

初めに、１　会期は、９月７日から９月30日までの24日間でございます。

２　本会議の状況につきましては、１会派、４議員から発言通告がございました。

質問及び答弁内容につきましては、学校教育部門では、学校樹木の安全管理についての質問や、船中泊に代わる体験学習についてなど８項目８件、社会教育部門につきましては、（仮称）南部図書館整備についての質問１件でございました。

主なものについて御説明いたします。

２ページをお開き願います。

デジタル教科書についての御質問に対しましては、国においては、デジタル教科書を正式な教科書に位置づける学校教育法等の一部を改正する法律が可決、成立し、「紙媒体のみの教科書」、「デジタル媒体のみの教科書」、「紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド形態の教科書」の３種類が正式な教科書となり、無償で配布され、どの形態を使うかは各教育委員会が選択することとなること、デジタル教科書の正式導入に向け、小学５年生から中学３年生を対象として、英語及び算数・数学で学習者用デジタル教科書が無償で提供されているが、現在、活用しているデジタル教科書は、紙の教科書と同じ内容を端末に表示できるよう電子化された教科書代替教材として位置づけられており、本市でも、紙の教科書を基本としながら、併用して活用をしており、英語の発音を自分のペースで繰り返し確認したり、算数や数学の図形やグラフを動かしながら自分の考えを導き出すことが可能となるなど、学習を進める上で効果的な活用が図られている一方で、紙の教科書は紙面全体を見渡せるため、学習内容を把握しやすく、文字や図を描くことで実際に手を動かしながら学習を行うため、記憶の定着や内容の理解に繋がるなど、紙ならではの特徴があり、また、デジタル教科書の活用に当たっては、健康面への影響についても十分に配慮する必要があることから、健康面への配慮や学校現場の意見を十分に踏まえながら、デジタルと紙、それぞれの利点を生かし、教科の特性や発達段階等に応じ、デジタルを取り入れる教科や対象学年について適切に判断していくことなどについて答弁をしております。

同じページ、次の項目、学校における防火安全対策についての御質問に対しましては、本市では、消防法に基づき、各学校に防火管理者を選任するとともに、消防計画の作成や、その他防火管理上必要な業務の遂行を学校管理規則に定め、消防計画等に基づき避難訓練を実施しており、消防設備については、消防法に基づいた毎年度の法定点検を全校を対象に実施するとともに、学校保健安全法に基づき、日常的な安全点検を実施していること、それらの点検結果の報告を受け、必要な修繕や機器の更新等、迅速な対応に努めており、学校が避難訓練を実施する際に、学校からの要請に応じて、法定点検の専門業者が立ち会い、消防設備の使用方法の説明等を実施するほか、各学校においては、学校保健安全法に基づき、危機管理マニュアルを作成し、必要に応じて随時見直しを行い、不測の事態に備えていることなどについて答弁をしております。

次に、11ページをお開き願います。

（仮称）南部図書館整備についての御質問に対しましては、昨年度、各分野の専門家で構成する有識者会議を設置し、より多くの利活用が図られる図書館の在り方について、幅広い視点から議論をいただき、新たな図書館に期待する役割とサービスとして、「こどもや若者の居場所づくり」、「子育て支援」など９つを柱とした提言をいただいており、これらの提言を踏まえ、（仮称）南部図書館の整備検討に当たっては、既存の「図書館」という固定観念にとらわれない様々な社会的課題の解

決に向けた支援ができる図書館を整備していくこと、本年度は、整備に向けた基本構想を策定することとしており、市民ニーズ調査として、市民アンケート調査や、南部地区の小学生から高齢者に至る様々な立場の方々に御参加いただき、ワークショップなどを実施したところであり、子どもの遊び場の設置や子育て支援、学習、交流等の機能に関する御意見を多数いただいていることから、これらの視点も含め、市民ニーズを的確に捉えた基本構想を策定していくことなどについて答弁しております。

次に、13ページをお開き願います。

日本語指導を必要とする児童生徒についての御質問に対しましては、令和８年度、小学校に在籍する外国籍児童は82名、中学校では43名で、日本語指導を必要とする児童生徒は、日本国籍においても必要とする児童生徒がおり、小学校で48名、中学校で21名となっている状況で、ここ３年間は微増傾向でしたが、今年度は減少に転じており、国籍・母語別では、中国国籍で中国語を母語とする児童生徒の割合が長年にわたり多い状況にあるが、近年では特定の言語や国籍に偏ることなく、東南アジアや南アジアをはじめとする多国籍・多言語化が進んでいること、本市が配置する日本語指導員の支援は、児童生徒１人に対し、週３時間を上限に指導を行っており、特別の教育課程を編成することで、初期の日本語指導や教科における補充学習を実施するとともに、児童生徒や保護者の要望、あるいは、習熟度に応じて指導員が授業に入り、翻訳や教科学習の支援を通じた日本語指導を行っていること、日本語をほとんど理解できない児童生徒が在籍する学級担任及び教科担任の業務は、児童生徒の実態を考慮した教材研究、授業における個別指導や翻訳、保護者との面談、学校からの連絡の翻訳及び伝達など多岐にわたっており、必要に応じて日本語指導員や日本語指導を学んでいる大学生が授業に入り、翻訳支援を行うほか、県から多言語翻訳アプリ「ポケトーク」のライセンスが提供されたことから、外国人児童生徒が在籍する学校へ配布するなど、教員の負担軽減やスムーズなコミュニケーションに繋がる効果的な支援を行っていくことなどについて答弁をしております。

その他詳細につきましては、後ほど、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○志田教育長　それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

上畠委員。

○上畠委員　先ほどのデジタル教科書の関連ですけれども、令和12年度からの小学校導入に向けて、各教育委員会において「紙媒体のみ」ないし「デジタル媒体のみ」と「ハイブリッド」の選択をするということで、この選択に当たっての検討はいつ頃からどのように始まり、いつ頃までに選択となるのかという点と、その選択においては、各教科ごとに選択するのか、対象学年ごとに選択するのか等、どのような方法なのか、全体のイメージが分かれば教えていただきたいと思います。

○志田教育長　安田教育研究課長。

○安田教育研究課長　まず、こちらのデジタル教科書につきましては、小学校が令和12年度から導入となりますので、その前年度に、各自治体で採択をいたします。

中学校への導入は令和13年度になりますが、現在、各学年・各教科ごとにそれぞれ教科書を採択しているのと同様に、デジタル教科書導入においても、各学年・各教科ごとに、水戸市単独で採択していく形式となっております。

○志田教育長　上畠委員。

○上畠委員　導入に当たっての利点や課題等についての検討も、前年度にまとめて実施するので

しょうか。

○志田教育長　安田教育研究課長。

○安田教育研究課長　今後、国からも様々な情報が示されますので、その情報を基に、導入前年度よりも前の段階から、本市としての方向性を検討してまいります。

実際に提供されたデジタル教科書を見て最終的な判断をするタイミングは、導入前年度の検定になってまいりますが、例えば、小学校において令和12年度に使用する教科書については、令和11年度に各自治体が採択しますが、国ではその１年前である令和10年度に教科書の検定を実施します。

そのような様々な情報を見たうえで、方向性等あらゆる検討を進めながら、導入の前年度に採択する流れとなっております。

○志田教育長　ほかにございますか。

内田委員。

○内田委員　今の件ですが、そうなりますと、デジタル媒体と紙媒体との両方について、検定時のための調査が必要になってくると思うのですが、調査方法等も、今後、見直しが図られていくことになるのでしょうか。

○志田教育長　安田教育研究課長。

○安田教育研究課長　実際にどのような形で調査を実施するかについては、細かくは決まっておりませんが、例えば、ＱＲコードつきの紙媒体の教科書については、今までは紙媒体の部分だけの検定でしたが、今後は、ＱＲコードを読み込んで表示される部分まで検定をすることが、今回、国から示されております。

そうしますと、調査の負担がかなり大きくなりますので、国においても、各自治体の負担にならないような検定の在り方を検討しているところでございます。それを踏まえて、本市においても検定を進め、採択に進んでいくことになります。

○志田教育長　内田委員。

○内田委員　資料にも示されておりますが、各教科書それぞれの利点があると思いますので、教科の特性、子どもたちの発達段階等に応じて、デジタルあるいは紙媒体を適切に取り入れることができると良いと思っております。

また、３ページに記載のある学校における防火安全対策について、以前はほぼ毎年、救助袋を使った避難訓練を行っていたかと思うのですが、コロナ禍で実施が難しくなってしまっていた時に私は退職をしたこともあり、その後、救助袋を使った避難訓練がどうなっているのか、教えていただければと思います。

○志田教育長　田村総合教育研究所長。

○田村総合教育研究所長　学校にもよりますが、救助袋を使った避難訓練を毎年実施している学校もあります。今年度については、東京都の火事の事件があったことから、避難袋を活用した避難訓練を夏季休業明けに行う予定のある学校が多いです。

また、救助袋は入口と出口に教職員がいる必要があるため、夏季休業前や夏季休業中に、職員研修として、そういった動線等を確認する研修を実施している状況です。

○志田教育長　ほかにございますか。

上畠委員。

○上畠委員　６ページの船中泊に代わる体験についてですが、船中泊に代わるものとして、カヌー体験や砂金掘り等、様々な体験をされていることについて、子どもたちにとってとても良い体験

になっていると思います。
　これらの体験を選ぶに当たっては、全て初めから生徒自身で企画をして、旅行業者と話し合っているのか、それとも、ある程度、生徒へ情報等が示されているのでしょうか。保護者負担額の軽減が、船中泊から新たな自然体験教室に見直した理由の１つでもありますが、そういった負担額は、どのような体験を選ぶかによって差が出てしまうのか、それとも、負担額の差が出ないよう誘導する向きがあるのか、現状が分かれば教えてください。
〇志田教育長　安田教育研究課長。
〇安田教育研究課長　今回の自然体験教室につきましては、今年度初めての実施ということで、昨年度、中学１年生の段階から検討してきたところですが、検討は白紙の段階から始めております。
　いつ頃行きたいのか、どの辺に行きたいのか、どういった体験をしたいのかというところを、子どもたちがアンケート等を取り、話合いをして、ある程度の方向性や場所、やりたいこと等を決め、それを基に、例えばカヌーをやりたい等の体験案を出します。その後、各学校が旅行業者に体験案を提示して、その中で、旅行業者から内容に応じたプランを出していただき、そのプランを基に、子どもたちが再度話合うことを段階的に積み重ねながら、一定の予算の範囲内でできることをすり合わせ、決定していくものでございます。
〇志田教育長　上畠委員。
〇上畠委員　一定の予算というのは、船中泊よりも抑えた予算なのでしょうか。また、子どもたちが船中泊を提案した場合、それも実現可能なのでしょうか。
〇志田教育長　安田教育研究課長。
〇安田教育研究課長　船中泊の際の保護者負担額は、今の現状ですと、およそ５万7,000円です。これまではおよそ４万円でしたが、値上がり等も含めて、５万7,000円程度まで上がっている状況です。
　値上がり等によるバス代や船代等は市で負担しながら、それ以外の部分として保護者負担額が５万7,000円程度かかっていたところですが、今回の自然体験教室につきましては、保護者負担額の上限は３万5,000円と設定しており、本市で負担する内容としては、バス代や１泊の宿泊代でございまして、それ以外のもう１泊分の宿泊代や、体験にかかる費用について、保護者負担額としてお願いしているところでございます。
　そのため、旅行業者や子どもたちが工夫をしながら、予算という制約がある中での活動の仕方を実際に検討しているところでございます。
〇志田教育長　上畠委員。
〇上畠委員　開始１年目ということで、おそらく、色々と試行錯誤されていると思いますが、今後、例えば、前年度このぐらいの予算でここに行きました、といった情報は共有されていく予定なのでしょうか。
〇志田教育長　安田教育研究課長。
〇安田教育研究課長　令和８年度については、初めての試みでもあり、試行錯誤しながら進めてまいりましたが、今回実施したことが一つの経験として蓄積されますので、その経験を次の学年にしっかりと残し、自分の学校だけでなく他の学校の事例も共有しながら、更に経験を蓄積していき、より良い活動を各学校で作り上げていくような流れになります。
　予算も各学校で同一であることから、各活動における費用等の情報も共有しながら、今後、検討を進めてまいります。

○志田教育長　ほかにございますか。

{　「なし」と呼ぶ者あり　}

○志田教育長　ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告（２）　水戸市教職員の働き方改革基本方針に係る実施状況について、説明願います。

住谷学校管理課長。

○住谷学校管理課長　21ページをお開き願います。

報告（２）　水戸市教職員の働き方改革基本方針に係る実施状況について、御説明いたします。

この方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、本年の２月に改定をしたものでございます。

目標につきましては、資料にございますように、２つの目標について、令和11年度までの達成を目指すものでございます。

１つ目の目標は、時間外在校等時間に関する目標でございます。

内容につきましては、①１か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100％といたします。

②１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度といたします。

２つ目の目標は、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標です。

内容につきましては、①ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10％以下にいたします。

②ストレスチェックにおける働きがいの値を60以上にいたします。

令和７年度の状況でございますが、（１）時間外在校等時間に関する目標につきまして、①１か月時間外在校等時間が45時間以下の割合は70.4％となっており、令和６年度と比較いたしますと、4.1％の増となっております。

②１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間は34時間26分となっており、令和６年度と比較いたしますと、２時間11分の減となっております。

年度別の時間外在校等時間の推移等を参考として裏面に記載してございますので、後ほどお目通し願います。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標につきまして、①のストレスチェックにおける高ストレス者の割合は11.0％となっており、令和６年度と比較いたしますと、2.7％の減となっております。

②のストレスチェックにおける働きがいの値は56.7となっており、令和６年度と同様となっております。

この目標の実現に向けた、令和８年度における主な取組でございますが、地域学校協働活動の段階的な推進、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応の周知及び学校弁護士の相談事業の拡充、９月より始まりました休日の部活動の地域展開、勤怠管理システムの導入、また、自動音声応答装置の運用時間につきましては、６月１日より、小中学校とも夕方の設定時間を30分早め、朝の設定時間を10分遅らせる見直しを行いました。教職員の安全衛生管理体制の充実につきましては、本年３月に管理規定を策定し、今後、定期巡視等を実施してまいります。長期休業期間につきましては、春季休業、夏季休業の期間を延長したものでございます。

引き続き、働き方改革の推進に努めてまいります。

報告は、以上でございます。

○志田教育長　それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

上畠委員。

○上畠委員　ストレスチェックについてですが、頻度と方法をどのようにされているのかを伺いたいです。また、教職員が精神的に辛くなっている時の対応として、上司や校長先生に伝える以外の、外部の相談窓口が何かあるのかどうか、教えてください。

○志田教育長　堀野辺学校保健給食課長。

○堀野辺学校保健給食課長　頻度としましては、年２回実施しております。

方法としましては、教職員に送付して、インターネットで回答していただく方法になります。

外部の相談窓口につきましては、高ストレスと判定された教職員のうち、希望者について、産業医に相談する機会がございます。

○志田教育長　上畠委員。

○上畠委員　インターネットでの回答は、上司である校長先生や教頭先生等、管理職の方々も確認するのでしょうか。

○志田教育長　堀野辺学校保健給食課長。

○堀野辺学校保健給食課長　個人の回答は上司であっても確認できないようになっています。

○志田教育長　住谷学校管理課長。

○住谷学校管理課長　外部の相談窓口につきましては、県のほうで、インターネットや電話等、教職員の相談先を紹介するものがございます。

また、児童生徒を対象にしたスクールカウンセラーが学校を訪問した時に、教職員からの相談を受ける事例も何件かございます。

なお、学校管理課においても、学校支援員として、校長職のＯＢを昨年度２名配置し、今年度は１名増員し、計３名学校管理課内におりまして、学校を支援するという立場で、教職員からの様々な相談を受けております。

○志田教育長　上畠委員。

○上畠委員　例えば、校長先生に知られたくないような相談ができるような窓口はあるのでしょうか。

○志田教育長　例えば、パワハラを受けたですとか、そのような相談でしょうか。

住谷学校管理課長。

○住谷学校管理課長　はい、学校管理課においてそのような相談も可能です。

○志田教育長　上畠委員。

○上畠委員　分かりました。教職員の方々のメンタル面のケアがとても大事であると思ったので、伺いました。

○志田教育長　ほかにございますか。

内田委員。

○内田委員　時間外在校等時間の推移を見ていきますと、年々、働き方改革が時間の上では進められていることが見受けられるのですが、やはりある一定数の教職員は80時間を超えてしまっており、その教職員は、職種や担当等による事情がある限られた教職員なのか、それとも、そういったことは関係無く、80時間を超えてしまっているのでしょうか。

○志田教育長　住谷学校管理課長。

○住谷学校管理課長　今年度も時間外在校等時間が80時間を超えている教職員がおり、２か月連続して80時間を超えた教職員については、学校管理課で個別に面接を行いました。理由として多かった内容は、教頭先生の４月の事務負担が大きかったことや、中学校の部活動において、慣れない

指導で時間を要してしまったこと等です。そのほか、例えば生徒への指導があったために、時間外在校等時間が発生したといった突発的な理由によるものが現状です。

部活動につきましては、令和８年９月から地域移行が始まりましたので、今後の状況を確認しつつ、80時間を超える教職員が多い場合は、面接等を継続して実施したいと思っております。

〇志田教育長　内田委員。

〇内田委員　職種や担当によって、時間外在校等時間に偏りがあるのであれば、そういったところの支援も必要なのではないかと思ったものですから、確認させていただきました。よろしくお願いいたします。

〇志田教育長　ほかにございますか。

｛「なし」と呼ぶ者あり｝

〇志田教育長　ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告（３）　全国学力・学習状況調査結果の報告について、説明願います。

安田教育研究課長。

〇安田教育研究課長　報告（３）　令和８年度全国学力・学習状況調査結果の公表資料について、御説明いたします。

別途お配りしております、カラー刷りの左上に報告（３）と記載の資料を御覧願います。

内容は、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた教科ごとの成果、課題、改善方法及び児童生徒質問紙調査の結果をまとめたものとなっております。

１ページから２ページに小学校を、３ページから４ページに中学校をお示ししております。

まず、１ページの小学校の調査結果でございますが、国語につきましては、全国及び県平均を上回り、算数は県平均を上回り、全国平均と同水準でございました。

水戸市の調査結果から、国語では、成果として、文中の漢字を正しく書くことができる一方で、集めた情報の中から適切な根拠となるものを引用し、自分の考えが伝わるように書くことに課題がございました。

算数では、成果として、少数のつくりを理解して、問題の条件に合う少数をつくることができることや、表の全体像から、問題の解決に必要な部分に着目して、条件に合う時間を求めることができるとした一方で、単位量当たりの大きさを求める割り算の式が表す意味や、割合の表す意味を正しく理解することに課題がございました。

２ページを御覧ください。

質問紙調査の結果についてですが、６つの質問項目を抜粋しております。

質問紙の結果から、分からないことや詳しく知りたいことがあった時に、自分で学び方を考え、工夫することができることや、授業で学んだことを次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思うこと、また、学校の勉強について、親や家族と話すことが多いことなど、こちらに記載の６つの項目について、全て多いほうが平均正答率が高い傾向がございました。

続きまして、３ページを御覧ください。

中学校の調査結果についてでございますが、国語は県平均と同水準であり、全国平均を上回り、数学では全国及び県平均と同水準でございました。

中学校の英語につきましては、前回は「話すこと」を除いた３技能の結果をお示しし、３技能の段階では、本市のスコアは499で、全国と同様、また県の494を上回っておりました。

このたび、「話すこと」の結果が加味され、こちらに記載の４技能による英語の最終結果が公表

されまして、本市では500スコアとなり、全国及び県平均を上回る結果となりました。

水戸市の調査結果から、国語では、成果として、比喩表現等を使って登場人物の気持ちがより伝わるように書くことができる一方で、文章を読んで理解したことに基づき、自分の考えを確かなものにすることに課題がございました。

数学では、成果として、日常の場面に正と負の数を活用し、１日の最高気温と最低気温の差などを求めることができることや、例に倣って問題解決のために式変形ができる一方で、日常の場面について、与えられた表やグラフから必要な情報を適切に読み取り、説明することに課題がございました。

４ページを御覧願います。

英語につきましては、成果として、日常的な話題について、目的に応じて必要な情報を聞き取る技能が身についていることや、事実や自分の考え、気持ちなどを整理して、まとまりのある内容を話すことができる一方で、社会的な話題について、短い文章を読み、要点を捉えて、考えとその理由を書くことに課題がございました。

生徒質問紙調査の結果についてでございますが、中学校では、小学校と同じ項目のうち４つを抜粋しております。

質問紙の結果から、小学校同様の傾向となっており、小中学校ともに、保護者の皆様に対し、家庭において、お子さんと関わる時間を増やし、分からないことを工夫して調べたり、授業で学んだりしたことを話題にして話すような時間を大切にしていただけるようお願いしております。

また、保護者に対しましては、こちらの資料を基に、市で統一した全校共通のフォーマットを活用し、そこに県の平均正答率及び自校の平均正答率について、整数値ではなく、県と比較して上回っている場合は二重丸、同等程度の場合は丸、下回っていれば三角で表示するとともに、学校ごとに調査結果の分析と学習のポイントをまとめた資料を、10月９日金曜日に一斉に各学校から保護者宛てお知らせをする予定でございます。

次に、５ページを御覧願います。

直近３年間の小学校６年時との比較をお示ししております。

本日、都道府県別順位が公表され、令和８年度、茨城県におきましては、中学校の国語は全国で６位、数学は13位、英語は20位という結果でございました。

今年度の中学３年生を令和５年度の小学６年生時と比較すると、国語につきましては伸びておりますが、算数と比較して、数学に特段変わりはありませんでした。

また、こちらの平均正答率のみでは把握できない本市の学力状況について、中央値や標準偏差の観点から分析した結果を御報告させていただきます。

国の分析結果によりますと、都道府県別の平均正答率やスコアのばらつきは狭い範囲に収まっており、本市の今年度の結果におきましても、国語と英語が全国平均を１から３ポイント上回り、数学は同水準であったことから、全国的な傾向としては、国とほぼ同様の推移を示しております。

しかしながら、正当数分布をはじめとする統計指標を分析いたしますと、教科ごとに異なる結果となっております。

国語におきましては、平均値を中心とした中間層から高い正答数の層にかけて広く分布しており、基礎の定着から発展的な理解まで順調に伸びている状況がうかがえます。

算数・数学におきましては、単純な平均付近への集束ではなく、正答数の層ごとに波が見られる複雑な分布となっております。

英語におきましては、中間層に最も大きな分布の山が位置しており、標準的な理解を備えた生徒が主軸をなす、安定した山型の分布となっております。

次に、英語が完全ＣＢＴに変わったことによる影響についてでございますが、これまでの紙による調査から完全ＣＢＴへ移行したことにより、単に紙の問題を端末上で回答するだけではなく、動画やアニメーション、複数の資料を画面上で確認しながら回答する問題や、音声を聞いて答える問題、英語を話して答える「話すこと」の問題など、ＣＢＴの特性を生かした出題が可能となりました。

一方で、ＣＢＴ化による児童生徒の回答への影響としましては、これまでの検証におきまして、紙とＣＢＴで同様な内容を出題した場合、問題によって正答率に差は生じるものの、端末で回答することで一律に正答率が下がるといったような傾向は見られておりません。

ＣＢＴにおきましては、英語そのものの理解に加えて、画面上から必要な情報を探す、複数の資料を比較する、音声を聞きながら情報を処理する、キーボード等を用いて入力するなど、紙の調査とは異なる情報処理や操作が必要となります。そのため、キーボードでの英字入力に慣れない生徒にとっては、回答に時間を要したり、入力ミスによる誤答が生じた側面もあったのではないかと考えております。

今後におきましても、英語教育においては、単なる単語の穴埋めや和訳英語にとどまらず、場面や状況を設定して思考力・判断力・表現力を問う問題を作成するよう、適切な指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○志田教育長　それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

内田委員。

○内田委員　今回、英語がＣＢＴ化され実施となったわけですが、今後、それ以外の教科もＣＢＴ化に向けて進められていくのだろうと思いますので、そのＣＢＴ化による不利益が起こらないような取組も必要になるのではないかと思う一方、調査のための学びになってしまうことはどうなのだろうという思いもあり、すごく複雑な思いを抱きました。

しかし、これからの子どもたちのことを考えた時に、ＣＢＴのように情報を一元的に扱うことも必要な知識になってくるのではないかと感じましたので、その辺りも含めて、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○志田教育長　ほかにございますか。

｛「なし」と呼ぶ者あり｝

○志田教育長　ないようでございますので、この件について終わります。

次に、その他（１）　特別展「近世日本の教育遺産群」について、説明願います。

小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長　29ページをお開き願います。

その他（１）　市立博物館特別展「近世日本の教育遺産群」について、御説明いたします。

近世日本は、武家を中心として厳格な身分制度を用いて領民を支配下に置いたと、従来はそのように考えられてきました。

しかし、そのような見方は今では見直され、「泰平の御代」と呼ばれる時代が続き、法と制度が整備され、伝統文化が花開いてきたこと等が分かっております。

このような近世社会を支えた存在が教育施設でございます。支配層から地元の有志まで、様々な

主体により教育施設は設置され、人々はそこで培った知識を基に社会で活躍するようになり、さらに次世代を育てていくこととなりました。

本展示におきましては、水戸を中心に様々な教育遺産を取り上げて、近世日本の学びの様相を広く紹介いたします。

２　会期につきましては、令和８年10月24日から11月29日まで32日間、３　会場は、水戸市立博物館４・３階展示室、４　主な展示資料といたしましては、弘道館の設立理念を記しました弘道館記碑の拓本や、足利学校が所蔵しております徳川家康の位牌等でございます。

５　入場料は、一般200円、その他無料、割引対応もございます。

６　主な関連行事といたしまして、筆ペンと半紙を使ってオリジナル花押を作る「自分だけの花押(サイン)を作ろう」などを開催いたします。

詳細につきましては、添付しておりますチラシを御参照願います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長　それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

上畠委員。

○上畠委員　このような催しは、毎年１回は定期的にやるものなのか、今回、初めてなのか、その辺りを教えてください。

○志田教育長　小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長　市立博物館におきましては、毎年３回の展覧会を開催しており、市立博物館にあります４つの部門である、歴史・民族・美術・自然、その４つのテーマを一つずつ選びながら、３回展示することになっています。

今回の展示につきましては、歴史部門の展示として開催してまいります。

○志田教育長　ほかにございますか。

内田委員。

○内田委員　本当に素晴らしい展示をしているので、是非多くの人の目に触れてもらい、このような良い展示を小中学生にも見てもらえると良いと思います。

さきの議会においても、水戸の歴史についての質問が出ており、そういったものを児童生徒に見てもらえる機会があればと思うのですが、例えば各学校に出張する等、その辺りはいかがですか。

○志田教育長　小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長　今回の展覧会につきましては、Ａ５判のオリジナルのチラシを小学４年生以上の小・中・義務教育学校の児童生徒に配布する計画になっております。

今回の展示に関連した出張講座は実施予定がないのですけれども、この展示の中で、学芸員によるギャラリートークや、先ほど説明いたしました「花押を作ろう」といった、親近感のある行事も行ってまいりますので、小中学生等にもＰＲしながら、足を運んでいただいて、参加を促してまいりたいと思います。

○志田教育長　ほかにございますか。

｛　「なし」と呼ぶ者あり　｝

○志田教育長　ないようでございますので、この件について終わります。

以上で、公開とする案件が終了いたしましたので、ここで、傍聴人の方は御退室願います。

なお、お配りした資料は、係員に御返却いただきますようお願い申し上げます。

〔傍聴人退室〕

〇志田教育長　次に、議事に入ります。

【議案第38号　水戸市立共同調理場運営委員会の委員の委嘱について：非公開】
【議案第39号　専決処分に対する意見について：非公開】

〇志田教育長　それでは、報告に入ります。

【報告（４）　いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について：非公開】
【報告（５）　いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について：非公開】
【報告（６）　いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について：非公開】

〇志田教育長　以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。
その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇志田教育長　ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。
御苦労様でした。

午後６時 33 分　閉会

９　議決事項
議案第38号について原案可決
議案第39号について原案可決